

令和４年度雲南市社会福祉法人指導監査実施結果の概要

１ 実施期間

令和４年９月から令和４年１１月

２ 一般指導監査（特別監査は該当なし）

１３所管法人の内、５法人に対して実地指導を行った。

区 分		監査 実施数	指摘法人数	当年度平均指摘 件 数	指 摘 率	
					R ４	R ３
指 摘 件 数	文書指摘 (報告を求める)	５法人	２法人	0.6 件／法人	40%	50%
	口頭指摘 (報告を求めない)		５法人	9.0 件／法人	100%	100%

３ 指導監査の実施体制

健康福祉総務課指導監査担当者４名で実施。

４ 指導監査の実施方針等【令和４年度雲南市社会福祉法人指導監査実施計画】

◆ 実施方針

改正社会福祉法が平成２９年４月１日（一部の規定は平成２８年４月１日）に施行され、社会福祉法人制度の見直しが行われた。

この法改正の趣旨を踏まえ、法人の自主性・自律性を持った運営を前提とし、経営組織に対するガバナンスの強化、事業運営の透明性の確保、適正かつ公正な支出管理の確保、内部留保の明確化等に主眼を置いて、指導監査を実施する。また、必要に応じ、県等が実施する施設監査等と連携し、適切な指導監査を実施する。

なお、令和４年度の指導監査をもって、社会福祉法改正（平成２９年度改正）の後、２回目の指導監査が全ての社会福祉法人で終了することになる。

◆ 一般監査の重点項目

（１）組織運営

ア 定款

（ア）定款の記載内容が実態に反してはいないか。

（イ）定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。また、認可（届出事項を除く）を受けて行われているか。

イ 評議員

（ア）要件を満たす者が適正な手続きにより選任又は解任されているか。

（イ）評議員の数は、定款で定めた員数となっているか。

（ウ）善管注意義務を果たしているか。

ウ 評議員会

- (ア) 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。
- (イ) 法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議されているか。
- (ウ) 法令に基づき、適正に議事録等を作成し、主たる事務所等に法定の期間備え置いているか。

エ 理事

- (ア) 要件を満たす者が適正な手続きにより選任又は解任されているか。
- (イ) 理事の数は、定款で定めた員数となっているか。
- (ウ) 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議で選定しているか。
- (エ) 理事長及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しているか。
- (オ) 法令に基づく事項について、一部の理事に委任されていないか。
- (カ) 善管注意義務、忠実義務等を果たしているか。

オ 監事

- (ア) 評議員会の有効な決議により、社会福祉事業に識見を有する者及び財務管理に識見を有する者を監事に選任しているか。
- (イ) 監査において、事業報告や財政状況等に対する監査を適正かつ適時に行い、理事会等へ報告しているか。

カ 理事会

- (ア) 法人の業務の決定に当たり、要審議事項について、適正に審議しているか。
- (イ) 理事長は、理事会の決定に基づき、法人運営及び事業経営を行っているか。
(権限を超えた行為がある、専決事項が定款細則等に定められていないなど、不適正な運営が行われていないか。)
- (ウ) 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。
- (エ) 法令に基づき、適正に議事録を作成し、主たる事務所に法定の期間備え置いているか。

キ 評議員及び役員（理事、監事）の報酬等

- (ア) 評議員の報酬等の額は、定款に定められているか。
- (イ) 評議員及び役員の報酬等について、省令の定めに従い支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。
- (ウ) 評議員及び役員の報酬等が報酬額の支給基準に従って支給されているか。
- (エ) 報酬等は省令の定めに従い支給しており、不当に高額なものとなっていないか。

(2) 会計管理

- (ア) 経理規程等に定めるところにより事務処理が行われているか。
- (イ) 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制体制が確立されているか。
- (ウ) 入札契約等については、関係通知に基づく適正な手続きにより、競争入札及び随意契約を実施しているか。また、契約に係る会計帳簿及び証憑書類について、適正に作成し、保存しているか（特に会計伝票と証拠書類の関係性が明らかであるか）。

(エ) 国庫補助金等により取得した資産に対応する国庫補助金等特別積立金の処理が行われているか。

(3) その他

(ア) 法人の関係者（評議員、理事、監事、職員等）に対して特別の利益を与えていないか。

(イ) 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。

(ウ) 定款、役員等報酬基準、現況報告書、計算書類等法令に定める事項について、インターネットの利用により公表しているか。

(エ) 「地域における公益的な取組」を実施しているか。

(オ) 事業継続計画（BCP）を策定しているか。又は、策定を検討しているか。

5 具体的な指導監査指摘結果の概要（*雲南市の主な指摘内容）

当市においては、法人運営に重大な影響を及ぼすような不正事案は認められなかったが、特に次の点について問題点が見受けられた。

(1) 組織運営関係

(ア) 招集通知省略による理事会の開催について、役員全員の同意が確認できない。

(イ) 評議員会の議事録に、出席している理事が理事として記載されていない。

(ウ) 重要な役割を担う職員の範囲が明確になっていない。又は実態と異なっている。

(エ) 理事長の職務執行状況報告が理事会で承認されている。

(オ) 評議員又は役員の要件を満たすものとしての候補者の説明がされていない。

(カ) 評議員又は役員の特殊関係の有無を確認するための証拠書類が、改選の都度作成されていない。

(キ) 開催を省略した評議員会の議事録に報告事項が記載されていない。

(ク) 業務執行理事が選定されていないが、定款に記載されている。

(ケ) 基本財産について、登記簿及び財産目録との一致が確認できない。

(コ) 評議員会・理事会の決議の前に特別の利害関係についての確認がなされ、議事録に確認方法等が記載されていない。

(サ) 評議員会での承認事項について、定款と定款細則で整合性が取れていない。

(シ) 社会福祉事業の収入で、法令・通知上認められない用途への資金充当がある。

(ス) 報酬支給基準が複数あり、不明確になっている。

(セ) 役員の選任決議が行われた定時評議員会終了後に同日開催された理事会の招集が、旧役員による理事会で決議されている。

(ソ) 評議員が任期途中で辞職し、新たに評議員を選任する場合の議案が、評議員の変更として承認されている。

(タ) 評議員会・理事会において、特別の利害関係を有する者の該当がある場合であって

も、議事録には「該当なし」と記載されている。

(チ) 定時評議員会終了後、同日に招集通知省略にて開催された理事会の同意書が、理事会開催前の日付で提出されている。

(2) 会計管理関係

(ア) 主務者と副務者がいる関係で、会計責任者が契約担当者、出納職員及び小口現金取扱者を兼務することになっている。

(イ) 計算書類の注記又は附属明細書に不備や誤りがある。

(ウ) 経理規程の内容に不備がある。

(エ) 自動更新条項のある契約の更新の決済がない。

(オ) 固定資産台帳が、会計責任者や理事長に報告されていない。

(カ) 経理規程にある内部監査が実施されていない。

(キ) インターネットバンキングの内部牽制体制が確認できない。

(ク) 契約書を省略する基準について、規程間の整合性がとれていない。

(ケ) 委任を受けていない職員が契約を行っている。

(コ) 随意契約の執行伺いに、随意契約を選択した理由が記載されていない。

(サ) 会計基準等で示されている勘定科目が使用されていない。

(シ) 貸借対照表の流動資産が負の値となっている拠点区分がある。

(ス) 会計伝票と証憑が、その関係を明らかにして整理保存されていない。

(セ) 固定資産について、計算書類と附属明細書で不一致がある。

(ソ) 出納職員の辞令が、出納職員と異なる名称になっている。

(タ) インターネットバンキングの実際の手続きが、規程と異なっている。

(チ) 決算時の貸借対照表における「仮払金」及び「仮受金」が高額で、法人の財務状況が正確に表示されているとは言えない。

(ツ) 事業費に係る収入の一部が法人本部会計で会計処理されている。

(テ) 現物による寄附が、時価により収入及び支出処理されていない。

(ト) 現金出納簿が作成され、会計責任者に報告されていない。

- 改善措置が必要なものについては、指摘基準に基づき文書指摘（文書で改善報告を求めるもの）を行ったほか、口頭指摘（文書で改善報告を求めないもの）による指導と助言も行った。

また、文書指摘事項については、1か月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。

また、期限までに改善できない事項については、引き続き指導を継続するとともに、必要に応じて事後指導等を行った。